# 外出自粛や施設の使用制限の要請等について(比較表) (新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

現在	改正案		
大阪府緊急事態措置の概要	大阪府緊急事態措置の概要		
① 区域 大阪府全域	① 区域 大阪府全域		
② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月31日	② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日		
③ 実施内容	③ 実施内容		
新型インフルエンザ特措法第 45 条「感染を防止するための協力要請」及び特	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条「感染を防止するための協力要		
措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん	請」及び特措法第 24 条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウ		
延防止に向け、以下の対応を実施。	イルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。		
●外出自粛の要請(特措法第 45 条第 1 項)	●外出自粛の要請(特措法第 45 条第 1 項)		
<b>府民に対し、</b> 医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の	府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続		
維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜 き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。			
の繁華街への外出自粛を強く要請。	1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること		
	2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること		
	3.「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活		
	式」を徹底すること(在宅勤務(テレワーク)の推進、「大阪コロナ追跡システム <u>」</u>		
	<u>への登録・利用など)</u>		
●イベントの開催自粛の要請(特措法第 24 条第 9 項)	●イベントの <b>開催自粛の要請</b> (特措法第 <b>24</b> 条第 <b>9</b> 項)		
イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。	<同左>		

現在	改正案		
1. 外出自粛要請(特措法第 45 条第 1 項)	1. 外出自粛要請(特措法第 45 条第 1 項)		
Ø <u>府民に対し、</u> 医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、 <u>生活の</u>	➤ 府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き		
維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。	続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。		
Ø 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる	【自粛を要請する内容】		
「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。	1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること		
【生活の維持に必要な場合(例)】	2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること		
※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提	3.「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活		
○物資調達・・・生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し	様式」を徹底すること		
○健康維持・・・ <b>医療機関への通院、散歩・運動</b>	「新しい生活様式」の実践例		
○仕事・・・・・職場への出勤	①身体的距離の確保(人との間隔はできるだけ2m確保)		
⇒ただし、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組みを強く要請。	②マスクの着用(症状がなくてもマスクを着用)		
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。	③手洗い (家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは 30 秒程度かけて水		
○その他・・・銀行、役所など	と石けんで丁寧に洗う)		
	④在宅勤務(テレワーク)等の取組みを推進		
	⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など		
2. イベントの開催自粛要請(特措法第 24 条第 9 項)	2. イベントの開催自粛要請(特措法第 24 条第 9 項)		
Ø イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。			
【自粛を要請する内容】	<同左>		
○開催規模:大小を問わない			
○場所: <b>屋内、屋外を問わない</b>			
○種類・内容: <b>生活の維持に必要なものを除く全てのイベント</b>			
(具体例)			
祭礼・地域行事、文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、催事(物			

	<u> </u>
現在	改正案
産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、	
スポーツ行事 等	
※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会	
等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施	
を要請	

#### 現在

- ●施設の使用制限の要請等
- ①期間 令和2年4月14日から令和2年5月31日
- ②実施内容
  - 1 基本的に休止を要請しない施設 【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】
    - ⇒適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)
  - 2 基本的に休止を要請する施設
  - (1) -1 特措法による要請を行う施設

【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

- ⇒施設の使用制限等の要請 (特措法第 24 条第 9 項)
- ⇒応じない場合、特措法第 45 条第 2 項・第 3 項による個別の要請・指示も検 討 (施設名を公表)
- (1) 2 特措法による要請を行う施設 (床面積の合計が <u>1,000 ㎡を超える</u>下記 の施設)

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

- ⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)
- ⇒応じない場合、特措法第 45 条第 2 項・第 3 項による個別の要請・指示も検 討 (施設名を公表)
- (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設 (床面積の合計が <u>1,000 ㎡以下</u>の下 記の施設)

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

#### 改正案

- ●施設の使用制限の要請等
- ①期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日
- ②実施内容
  - 1 基本的に休止を要請しない施設
    - <同左>
  - 2 特措法により休止を要請する施設
    - ▶全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設
    - ・『遊興施設』のうち「キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー」 「パブ」「ダンスホール」「カラオケボックス」「ライブハウス」「性風俗店」
    - ・『運動・遊技施設』のうち<u>「体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、</u> スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設」
    - ➤ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設 (床面積の合計が 1,000 ㎡を超える下記の施設)
    - ・『遊興施設』『運動・遊技施設』
    - ▶イベントの開催自粛要請を踏まえた施設
    - ・『集会・展示施設(貸会議室を除く)』
    - ▶5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設
    - ・『文教施設』
    - ⇒施設の使用制限等の要請 (特措法第 24 条第 9 項)
    - ⇒応じない場合、特措法第 45 条第 2 項・第 3 項による個別の要請・指示も検討(施設名を公表)

現 在	改正案
	3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設  (5月16日から休止要請を解除する施設)  ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設  ⇒所が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、 当該ガイドラインによるものとする。  不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。  ⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

## 現在 改正案 実施内容 実施内容 1 基本的に休止を要請しない施設 1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項) ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項) (1) 社会生活を維持する上で必要な施設 (1) 社会生活を維持する上で必要な施設 施設の種類 医療施設 病院、診療所、薬局 等 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマ 生活必需物 資販売施設 ーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア ※スーパーマーケット等に対する協力依頼 ・妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に 入店できる時間帯(1時間程度)の設定 ・レジの行列で並ぶ位置の指定

# 設

やめ

限を実施

## 食事提供施 | 飲食店 (居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等

(宅配・テークアウトサービスを含む。)

※但し、営業時間については、午前5時~午後8時の間の営業を 要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。

・曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとり

・利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制

(宅配・テークアウトサービスは除く。)

施設区分	施設內訳			
医療施設	<同左>			
生活必需物	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における			
資販売施設	生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等			
	※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基			
	づく感染防止対策の協力を要請。			
1				
食事提供施	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等			
設	(宅配・テークアウトサービスを含む。)			
	を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。			
	(宅配・テークアウトサービスは除く。)			
	※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイド			

	現 在				
住宅、宿泊施	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等				
設					
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サー				
	ビス(宅配等) 等				
工場等	工場、作業場 等 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等				
金融機関・官					
公署等					
その他 メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、					
	ごみ処理関係 等				

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染 | ※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染 症の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正)を踏まえた整理

#### (2) 社会福祉施設等

施設の種類			
社会福祉施	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その		
設等 他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供			
	する施設		

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可 能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

	以止杀
住宅、宿泊施	<同左>
設	
交通機関等	<同左>
工場等	<同左>
金融機関・官	<同左>
公署等	
その他	<同左>

北正安

症の基本的対処方針」(令和2年5月14日改正)を踏まえた整理

#### (2) 社会福祉施設等

<同左>

## 現在

# 2 基本的に休止を要請する施設

## (1)-1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、	施設の使用制限等
	バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、スト	の要請(特措法第
	リップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、	24 条第 9 項)
	漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝	⇒応じない場合、
	馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハ	特措法第45条第2
	ウス 等	項・第3項による
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	個別の要請・指示
③集会・展示	集会場、公会堂、展示場	も検討(施設名を
施設		公表)
④運動施設、	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ	
遊技施設	クラブなどの運動施設、マージャン店、パ	
	チンコ店、ゲームセンターなどの遊技場	
	等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

## 改正案

# 2 特措法により休止を要請する施設

➤全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容	
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う	施設の使用制限等	
	飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオ	の要請(特措法第	
	ケボックス、ライブハウス、性風俗店	24条第9項)	
		⇒応じない場合、	
運動施設、	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケー	特措法第45条第2	
遊技施設	ト場、スポーツジム、スポーツクラブなどの	項・第3項による	
	屋内運動施設	個別の要請・指示	
		も検討(施設名を	
		公表)	

## ▶クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設

(床面積の合計が 1,000 mを超える下記の施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、	<同上>
	射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場	
	等	
運動施設、	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンタ	
遊技施設	ー、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

現 在	改正案		
	➤イベントの開催自粛要請を踏まえた施設		
	施設区分	施設内訳	要請内容
	集会・展示施	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、	施設の使用制限等
	設(貸会議室	文化会館	の要請(特措法第
	を除く)		24 条第 9 項)
			⇒応じない場合、
			特措法第45条第2
			項・第3項による
			個別の要請・指示
			も検討(施設名を
			公表)
		対策本部会議で休業の継続を決定した施設	
	施設区分	施設内訳	要請内容
	文教施設	学校(大学等を除く。)	<同上>

現在	改正案
現 1工	以止未

# (1)-2 特措法による要請を行う施設

(床面積の合計が 1.000 ㎡を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、	施設の使用制限等
塾等	自動車教習所、学習塾 等 の要請(特措法第	
②博物館等 博物館、美術館、図書館		24 条第 9 項)
③ホテル又	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に	⇒応じない場合、
は旅館 限る。)		特措法第45条第2
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、	項・第3項による
	生活必需サービス以外のサービス業を営む	個別の要請・指示
	店舗	も検討(施設名を
		公表)

# (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設

(床面積の合計が 1,000 ㎡以下の下記の施設)

施設の種類	内訳	要請内容
①大学・学習	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、	特措法によらず、
塾等	自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等
	※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下におい	の協力を依頼
	ては、適切な感染防止対策を施した上での	⇒床面積の合計が
	営業	1,000 ㎡超の施設
②博物館等	博物館、美術館、図書館	に対する施設の使
③ホテル又	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に	用停止要請(休業
は旅館	限る。)	要請)の趣旨に基
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、	づき、適切な対応
	生活必需サービス以外のサービス業を営む	について協力を依
	店舗	頼
	※但し、床面積の合計が <b>100</b> ㎡以下におい	
	ては、適切な感染防止対策を施した上での	
	営業	

現 在		改正案	
	3. 特措法によらず、感染防止対		
	•	]から休止要請を解除する施設)	
	ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設		
	施設区分	施設内訳	要請内容
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	・府が定める標準
	集会・展示施	貸会議室	的対策を遵守する
	<u>米五 成小池</u>   設	只公时工	ことを条件に、休
	<u> </u>	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、	止要請を解除。
		自動車教習所、学習塾等	但し、国のホーム
	<u>  <del>''</del> </u>	博物館、美術館、図書館等	ページに業種別ガ
	TO DAILY	TOTAL CHAIN DEAL V	イドラインが掲載
	ホテル又は	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に	された場合には、
	旅館	限る。)	当該ガイドライン
	商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、	によるものとす
		生活必需サービス以外のサービス業を営	<u>る。</u>
		む店舗	・不特定多数の者
	遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、	が利用する施設に
	<u>(クラスタ</u>	射的場 等	は「大阪コロナ追
	一発生施設		跡システム」の導
	等を除く床		入を要請。
	面積の合計		<u>⇒ガイドライン等</u>
	が 1,000 ㎡以		を遵守しない施設
	下の施設)_		や、今後クラスタ

現在	改正案
	<b>運動施設、遊</b> マージャン店、パチンコ店、ゲームセンタ <b>一が発生した施設</b>
	技施設       ー、屋外水泳場等       に対しては、特措
	<u>(クラスタ</u> <u> 法第 24 条第 9 項</u>
	<u>一発生施設</u> <u>に基づき、施設の</u>
	等を除く床 使用制限等を要請
	面積の合計 することも検討。
	<u>が 1,000 ㎡以</u>
	下の施設)
	<del>-</del>